

配偶者等からの暴力事案に関する救済事例

事例1

◆夫から暴力を受け、長女とともに着の身着のまま家を出たという相談が人権擁護委員に寄せられ、調査を開始した事案。

人権擁護委員は、緊急の対応が必要であると判断し、直ちに被害者と面談し、救急病院での受診や警察への通報、当日の宿泊場所の確保等について援助を行った。

その後、被害者の夫が警察に逮捕され、また、裁判所からは、被害者の申し立てにより、配偶者暴力防止法に基づく接近禁止命令が出されたところ、被害者から人権擁護委員に対し、夫と離婚したいが離婚後の生計について不安であるとの相談があった。そこで、同委員は、被害者とともに市役所に出向き、生活保護や市営住宅への入居等の申請に付き添い助言するなどしたところ、生活保護の受給、市営住宅への入居手続が円滑に進むに至った。（措置：「援助」）

事例2

◆支援センターに一時保護されていた被害者から、帰宅に当たって、人権擁護機関から、夫に話しをしてほしいとの相談があり、調査を開始した事案。

被害者の夫に面談したところ、同人は暴力の事実を概ね認め、今後は被害者に対して暴力は振るわない旨を述べ、反省の意思を示した。

被害者に上記事実を伝えたところ、謝意を述べ、帰宅について、センターとも相談して決定する旨を述べた。

その後、被害者はセンターを退所し、夫の元に帰宅したため、現状について、確認したところ、夫からの暴力はなくなった旨を述べた。また、後日、夫に対しても現状を確認したところ、被害者との関係は良好であり、暴力については、再度反省の意思を示した。

また、センターは今後、被害者と定期的な面談を行うなど、当機関とも連携して、被害者の見守りを継続する予定であることを確認し、調査を終了した。（措置：「調整」）